秋　運　整　第２１６号の２
令和８年　１１月　２日

管内貨物自動車運送事業者　各位

秋　田　運　輸　支　局　長
（　公　印　省　略　）

トラックの追突事故防止の徹底について

事業用自動車による交通事故の防止については、「事業用自動車総合安全プラン２０３０」に基づき、事故削減目標の達成に向けて各種取組を推進しているところですが、令和８年１０月１７日、福島県内の東北自動車道において、大型トラックが路肩に停車していた軽自動車に追突し、１名が死亡、３名が重傷を負う事故が発生しました。さらに同月２０日には、岩手県内の東北自動車道において、前方で単独事故を起こし停車していた乗用車に大型トラックが衝突した後、後続のトラック３台も避けきれずに衝突または横転し、１名が死亡、１名が負傷する多重事故が発生しました。

いずれの事故についても事故原因等の詳細は調査中ですが、トラックの事故においては追突事故が大きな割合を占めており、特に大型トラックによる追突事故は、重大な人的・物的被害につながるおそれが極めて高く、事故防止対策の一層の徹底が強く求められています。

つきましては、トラックの安全運行の確保及び同種事故の再発防止を図るため、下記事項をあらためて注意徹底するとともに、事故防止対策の確実な実施をお願いいたします。

記

１．適正な運行計画の作成及び点呼時における安全確認の徹底

・運転者が十分な休憩及び睡眠時間を確保できる運行計画を作成すること。
・点呼において、運転者の健康状態、疲労状況及び睡眠状況を確実に確認し、安全を確保するために的確な指示を行うとともに、安全運行に支障が認められる場合は適切に対応すること。

２．居眠り運転、漫然運転及び脇見運転の防止の徹底

・常に前方の交通状況に注意を払い、漫然運転及び脇見運転を防止すること。
・疲労又は眠気を感じた場合は、無理な運転を行わず、速やかに休憩を取ること。

３．法令遵守及び適切な車間距離の確保

・法定速度及び指定速度を遵守すること。
・道路及び交通状況に応じた十分な車間距離を確保し、状況の変化に対応できる運転操作を徹底すること。

４．夜間及び悪天候時における安全運転の徹底

・前照灯をこまめに切り替えるなど、危険の早期発見に努めること。
・視界不良時は速度を落とし、通常以上の車間距離を確保すること。

５．交通情報の確認及び安全教育の実施

・運行前及び運行中に交通情報及び交通規制情報を確認すること。
・追突事故の事例やドライブレコーダー映像等を活用した指導監督を定期的に実施し、事故防止意識の向上を図ること。

【参考資料】

① 安全教育・事故防止マニュアル（国土交通省 HP）
https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html
② 事故防止のための啓発動画・啓発マンガ（事業用自動車事故調査委員会）
https://www.itarda.or.jp/commercial_vehicle_accident

【令和８年 東北運輸局管内事業者の追突事故】　※令和８年 10 月 21 日現在

発生日	事故概要	被害状況	備　考
5 月 21 日	午前 9 時 31 分頃、茨城県内の首都圏中央連絡自動車道において、大型トラックが渋滞で停止していた前方の車両に気付くのが遅れ追突した。	死　者 1 名 重傷者 1 名 軽傷者 7 名	
6 月 5 日	午前 1 時 10 分頃、富山県内の北陸自動車道において、大型トラックが工事のため規制中の走行車線で作業を行っていた作業車に衝突し作業員をはねた。事故後の警察の捜査により、当該トラックの運転者の呼気からアルコールが検出された。	死　者 2 名 重傷者 1 名	飲酒運転を伴う事故
10 月 17 日	午前 2 時 30 分頃、福島県内の東北自動車道において、大型トラックが路肩に停車していた軽乗用車に気づくのが遅れ追突した。	死　者 1 名 重傷者 3 名	
10 月 20 日	午前 0 時 30 分頃、岩手県内の東北自動車道において、大型トラックが前方で単独事故を起こし停車していた乗用車に衝突した後、後続のトラック 3 台も避けきれずに衝突または横転した。事故当時、現場付近は濃霧のため、最高速度が 80km/h に規制されていた。	死　者 1 名 負傷者 1 名	